

# 公益社団法人和歌山県柔道整復師会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人和歌山県柔道整復師会（以下「本会」という。）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、事務所を和歌山県和歌山市に置く。

2 本会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、保険者、関係団体等、目的達成に必要な連携のもと、柔道整復学の進歩発展とその学術的研究及び普及啓発並びに柔道整復師の資質の向上を図り、保険制度の円滑な運営に協力し、もって国民医療、保健、福祉の向上に資し、かつ国民の体位の向上に寄与することを目的とする。

(規 律)

第 4 条 本会は、別に定める自主行動基準(倫理規程)の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に挙げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努める。

(事 業)

第 5 条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医療保険制度の円滑な運営に関する事業
- (2) 柔道整復学の研究に関する事業
- (3) 柔道整復術の普及啓発及び柔道整復師の資質向上に関する事業
- (4) 県民の保健福祉推進を図る事業
- (5) 県民の体位向上に関する事業
- (6) 会員の福祉の増進及び相互扶助に関する事業
- (7) その他本会の目的達成のため必要な事業

(事業年度)

第 6 条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第3章 会 員

(構 成)

第 7 条 本会は、和歌山県内に施術所又は住所を置く会員で組織する。

#### (会 員)

- 第 8 条 本会の会員は、柔道整復師の有資格者で和歌山県内に施術所又は住所を置き、  
本会の趣旨に賛同したもの。
- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・  
財団法」という。）上の社員とする。
  - 3 本会が別に定める一定の規準を満たす会員は、特別会員とすることができる。

#### (入 会)

- 第 9 条 本会に入会しようとする者は、所定の申込書に必要書類を添付し、本会に提出  
しなければならない。
- 2 本会に入会の申込みがあったときは、遅滞なく理事会においてその諾否を決議し、  
その旨書面により申込み者に通知する。
  - 3 前項により入会を承認された者は、新人研修を経なければならない。
  - 4 会員は、本会同様とみなす団体との重複入会は認めない。ただし、理事会が認めた  
法人はこの限りではない。

#### (負 担 金)

- 第 10 条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において定め  
る負担金を支払う義務を負う。
- 2 前項の負担金については、その2分の1以上を公益目的事業のために、残余はその  
他の事業及び管理費用のために充当する。
  - 3 既納の負担金は、返還しない。
  - 4 その他必要な事項については、理事会の決議により別に定める。

#### (会員の資格喪失)

- 第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 除名又は退会したとき。
  - (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
  - (3) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。
  - (4) 会員である団体が解散したとき。
  - (5) 会員が1年以上の負担金を納入せず、理事会の決議をもって退会したものとみ  
なしたとき。
  - (6) 総会員の同意があったとき。

#### (任 意 退 会)

- 第 12 条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。
- 2 前項の退会をもって一般社団・財団法上の退社とする。

#### (懲 罰)

- 第 13 条 会長（第 27 条第 3 項の会長をいう。以下同じ。）は、著しい名誉毀損、不正、  
犯罪及び決議に違反した会員に、第 42 条に規定する裁定審議委員会から答申を  
受け、理事会の決議を経て、次の懲罰を課す。
- (1) 訓 告
  - (2) 戒 告

(除名)

第14条 会員が次の各号の一に該当する場合には、裁定審議委員会から答申を受け、総会の決議において除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知する。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第15条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 総 会

(種類)

第16条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 本定款の総会をもって一般社団・財団法上の社員総会とする。

(構成)

第17条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(権限)

第18条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 会員の除名
- (6) 負担金の賦課及び徴収方法
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第20条第2項の書面に記載した目的である事項以外の事項は決議することができない。

(開 催)

第19条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催し、臨時総会はある場合に開催する。

(招 集)

第20条 総会は、法令に別に定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会は、開催日の7日前までに、必要な事項を書面により通知しなければならない。
- 3 総会員の議決権の5分の1以上を有する会員は、会長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 4 会長は、前項による請求があったとき、その日から6週間以内の日を臨時総会とする招集の通知を発しなければならない。

(総会の議長、副議長)

第21条 総会の議長及び副議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

(定 足 数)

第22条 総会は、総会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第23条 総会の決議は、法令又はこの定款に別に定めがある場合を除き、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の過半数以上が出席し、総会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) 会員の除名
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 議長は、会員として決議に加わることはできない。ただし、可否同数の場合は議長の裁決とする。

(書 面 表 決 等)

第24条 やむを得ない事由のため、総会に出席することができない会員は、予め通知された事項について、法令で定めるところにより、書面をもって、又は他の会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、第22条、第23条の規定の適用については、その会員は出席したものと見なす。

(議 事 録)

第25条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名する。

## 第5章 役員等

(役員)

第26条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
  - 3 代表理事以外の理事を若干名業務執行理事とする。
  - 4 総会の役員選任決議における第1項の役員定数は、理事会の決議により別に定める。

(選任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。ただし、その方法については理事会の決議により別に定める。

- 2 理事会は、代表理事及び業務執行理事を選任及び解任する。代表理事選任について、理事会は総会にこれを付議した上で、その決議の結果を参考にすることができる。
- 3 前項で選任された代表理事は、会長に就任する。
- 4 理事会は、第2項で選任された業務執行理事のうち、副会長、常置機関各部長を選任することができる。ただし、副会長は3名以内、常置機関部長は若干名とする。
- 5 監事は、本会の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、本会の業務の執行を決定する。

- 2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、予め理事会で決定した順序に従い業務執行に係る職務を代行する。
- 4 理事は、会長の指示により会務を掌握し、会長及び副会長に事故あるときは、予め理事会で決定した順序に従い業務執行に係る職務を代行する。
- 5 業務を執行する理事の権限は、理事会の決議により別に定める。
- 6 会長、理事は、事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第30条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有しその職務を遂行する。

(解任)

第31条 会長は、総会の決議を経てその役員を解任することができる。

(報酬等)

第32条 役員は無報酬とする。

- 2 役員には、理事会で別に定めるところにより費用を弁償することができる。

(名誉会長、顧問、相談役)

第33条 本会に、任意の機関として、名誉会長、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び相談役は、学識経験者又は本会に特に功労のあった者に対し、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、顧問及び相談役は、次の職務を行う。
  - (1) 会長の相談に応じること。
  - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 4 名誉会長、顧問及び相談役の解任は、理事会において決議する。
- 5 名誉会長、顧問及び相談役の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。
- 6 名誉会長、顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の弁償をすることができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第34条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号のほか、本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事、業務執行理事の選任及び解任

- 2 理事会は、次に挙げる事項、その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制の整備
  - (6) その他法令で定める事項

#### (招 集)

第36条 次の事項を除き、理事会は会長が招集する。

- (1) 会長以外の理事の過半数から書面により理事会開催の要求があったとき。
  - (2) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求した理事が招集するとき。
  - (3) 監事の開催請求がある場合又は監事が招集するとき。
- 2 会長に事故あるとき又は欠けたときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 会長は第1項第2号又は第1項第3号の開催請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法により、開催日の5日前までに通知しなければならない。
- 5 前各項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは招集の手続きを経ることなく、理事会は招集できる。

#### (議 長)

第37条 理事会の議長は、理事の中から選任する。

#### (定 足 数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

#### (決 議)

- 第39条 理事会の決議は、この定款に別に定めるもののほか、決議に加わることでできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の場合は、議長の裁決とする。
- 2 理事会は、代理人による議決権行使や書面等による議決権行使は認められない。

#### (決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名する。

(委員会)

第42条 委員会は、任意の機関として会長が必要と認めた場合、その諮問機関として理事会の決議を経て設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(支部)

第43条 本会に、任意の機関として若干の支部を置くことができる。また、その内容は理事会の決議により別に定める。

2 各支部に支部長を置くことができる。ただし、その選任及び解任については、各支部の意見を参考に理事会にて決議する。

(支部長会)

第44条 本会に、任意の機関として支部長会を置くことができる。

2 支部長会は、会長及び各支部長をもって組織する。ただし、必要に応じて会長が担当役員を招集することができる。

3 支部長会は、必要に応じ会長が招集する。

4 支部長会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第7章 財産及び会計

(基本財産)

第45条 本会の資産は、次の各号による。

(1) 財産目録記載の財産

(2) 負担金

(3) 寄附金

(4) 事業に伴う収入

(5) 財産により生じた収入

(6) その他の収入

(資産の保管)

第46条 本会の財産の管理・運用は、理事会の決議により会長が行う。

(事業計画及び収支予算)

第47条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。
- 3 第1項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の経過後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第48条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供する。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事の名簿
    - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
  - 3 第1項の定時総会終結後直ちに法令に定めるところにより、貸借対照表を公告する。

(公益目的取得財産残額の算定)

第49条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、所定の書類に記載する。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

- 第50条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総会員の議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。
- 2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行うときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計原則)

第51条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。

- 2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるため保有する資金の取り扱いについては、理事会の決議により別に定める。

- 4 本会は剰余金の分配はできない。ただし、年度末において剰余金が生じたときは、総会の決議を経て、その全部若しくは一部を翌年度に繰り越す。

## 第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第52条 この定款は、第55条の規定を除き、総会において、総会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。
- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第11条第1項各号に挙げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
  - 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

- 第53条 本会は、総会において、総会員の議決権の3分の2以上の決議により、他の一般社団・財団法上の法人との合併、事業の全部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
- 2 事業の一部譲渡に関しては、総会員の議決権の過半数の決議による。
  - 3 第2項の行為をするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第54条 本会は、総会決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

- 第55条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、（公益認定法第30条第2項に規定する。）公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1か月以内に、総会の決議により本会と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

(残余財産の処分)

- 第56条 本会が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議により本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

## 第9章 事務局

(設置等)

- 第57条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を経て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第58条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開する。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第59条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期す。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第60条 本会の公告は電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報による。

## 第11章 補 則

(委任)

第61条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第62条 本会は、本会に財産の贈与若しくは遺贈をする者、本会の役員、会員又はこれらの親族等に対し、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、施設の利用、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、和歌山県有田郡湯浅町湯浅1077-4 原 正和とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則（平成26年5月25日）

- 1 この定款の変更は、平成26年5月25日から施行する。

附則（平成30年6月3日）

- 1 この定款の変更は、平成30年6月3日から施行する。